



# 今、憲法問題を語る

— 憲法問題対策センター活動報告 —

## 第52回 違憲の安全保障法制成立

憲法問題対策センター副委員長 堀井 準 (38期)

9月19日未明、違憲の平和安全法制整備法案及び国際平和支援法案が参議院で強行採決され、成立した。

これらの法律は、「存立危機事態」において集団的自衛権に基づいて他国とともに武力を行使すること、「重要影響事態」「国際平和共同対処事態」において武力行使と一体化とみなされる支援活動を行うこと、PKO活動等における安全確保業務や駆け付け警護などで広範囲な武器使用を認めること、等、内容が憲法の基本原理である恒久平和主義を損なうものであり、しかもこれを憲法解釈の変更並びに法律で行うことにより立憲主義に反し、世論調査の結果や国民的な反対運動を無視して強行採決したことにより国民主権原理にも反する。幾重にも違憲である。

世論調査の結果は、読売新聞9月20日付、安保関連法案成立を評価する31%、評価しない58%、政府与党の説明が不十分だと思う82%。共同通信社9月19・20日調査、国会での審議が尽くされたと思わない79.0%、安倍政権が十分に説明しているとは思わない81.6%、安保法成立で戦争に巻き込まれるリスクが高くなる68%。朝日新聞9月19・20日調査、安保関連法反対51%、賛成30%、国会での議論が尽くされていない75%。毎日新聞9月19・20日調査、成立を評価しない57%、評価する33%、関連法が憲法違反だと思う60%。圧倒的多数の国民は政府は説明不足だと感じているし、半数以上の国民は「新」安保法制には賛成ではない。

ここで、安全保障法制改定の必要性として政府のあげる「国際安全保障環境の変化」についてみてみ

たい。「○○は中東、アフリカ、東南アジア、中米等への勢力伸長に努めている。…これら地域はその生存と繁栄とに不可欠な石油を始め各種資源・エネルギーの供給地でもあることから、これらの地域における平和と安定の確保は、世界の平和と安定にとって極めて重要となっている。…○○は一貫して軍事力の増強を行っておりわが国に対する潜在的脅威を増大させている。」これは昭和58年の防衛白書の冒頭であり、○○というのは旧ソ連のことである。この年の9月にサハリン沖で大韓航空機が領空侵犯でソ連機に撃墜され数百人の乗客・乗員が亡くなっている。今年の防衛白書を見ていただきたい。ソ連の代わりに北朝鮮と中国が挙げられている。危機を煽る構造は変わらない。これが「国際安全保障環境の変化」の実態である。しかし、わが国は冷戦真っ只中の緊迫した状況においても恒久平和主義の堅持と最低限の個別的自衛権（専守防衛）でしのいできたのではないのだろうか。

様々な人たちが危機感を持ち、国会周辺に集まり、発言を繰り返している。今年のNHK合唱コンクール高校の部の課題曲(!)「メイプルシロップ」は日常が戦場と化してしまう恐怖を描いている。元ちとせは「平和元年」というアルバムで戦争に異を唱える歌ばかりを歌っている。タモリは盟友(先輩)菅原正二(ジャズ喫茶ベイシー店主)と共に戦争に近い、と繰り返し発言している。その他大江健三郎、坂本龍一など報道されている発言だけでも夥しい。

我々は基本的人権の擁護と社会正義を付託されている法律家として、現在及び将来の国民に対し違憲の法律に対し異を唱え続ける義務がある。一層の責任を感じて歩み続けよう。